

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」

平成19年3月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」の概要

II. 審査経過・確認資料一覧

III. くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」審査における
判定事由書

I. くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」の概要

1. 申請者名称 くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」
2. 代表者 会長 佐藤耕三
熊本市平山町 2986-11 肥後木材株式会社
3. 認定統合事業体 くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」
4. 事業内容・業種 製材・製材品販売・建築設計・住宅建築

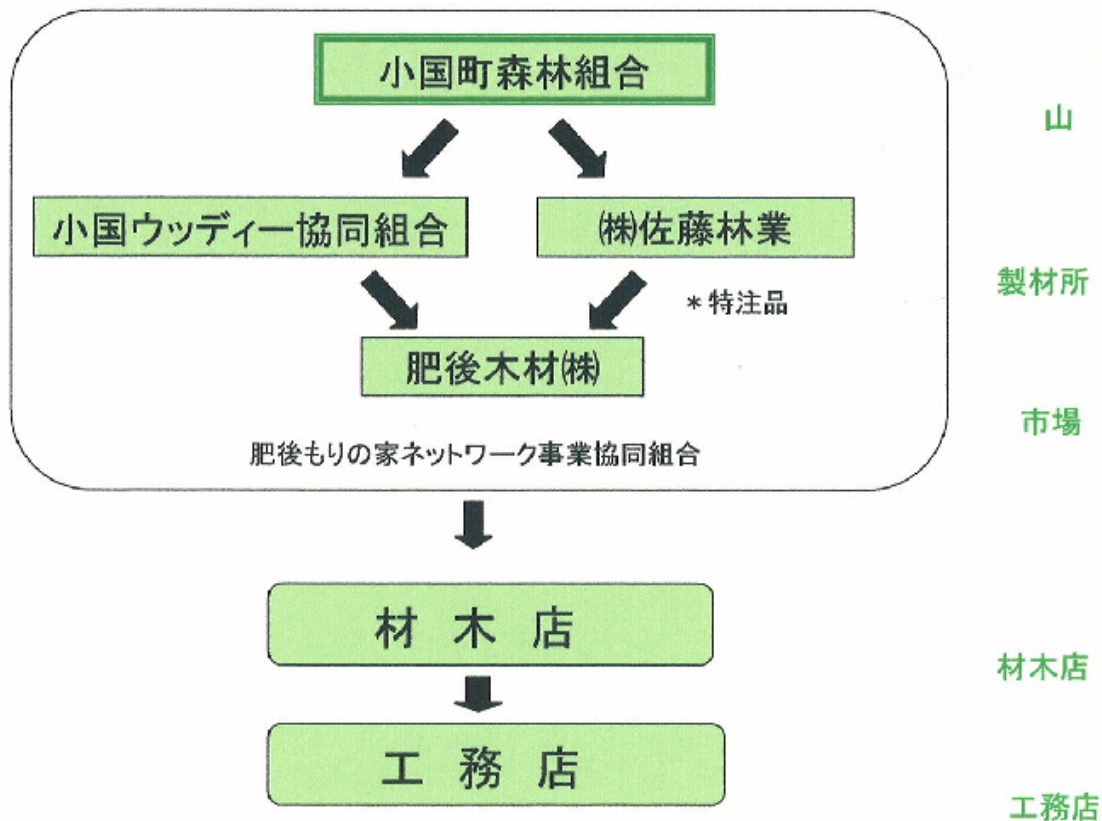
【構成会員】

社名	代表者名	住所	業種
肥後木材(株)	佐藤耕三	熊本市平山町 2986-11	木材市売り市場
(株)佐藤林業	佐藤利郎	熊本市平山町 2986-7	製材・木材販売
(株)ミズタホーム	水田和弘	熊本市近見 3-5-15	建築設計施工
(株)興和産業	那須信男	上益城郡益城町大字古閑 97-6	木材販売
小国ウッドイー協同組合	河津悦雄	阿蘇郡小国町上田 838	製材
(有)カマサキ建設	釜崎 修	鹿本郡植木町鞍掛 1769-1	建築設計施工
(株)蘇陽木材	本田隆治	熊本市鹿埴瀬町 490-1	木材販売
(有)村上寿建築	村上壽英	熊本市新外 3-6-74	建築設計施工
長迫木材(有)	長迫ツヤ子	熊本市萩原町 2-30	木材販売
小川建築&設計事務所	小川敏光	熊本市小島下町 1664-2	建築設計施工
(株)エル・ディ・ケイ	水田和弘	熊本市近見 3-5-15	木材販売
(有)熊本富士建木材センター	藤瀬英典	上益城郡益城町福富字西園 687-1	木材販売
(株)コスモホーム	斎藤和之	熊本市八景水谷 1-22-12	建築設計施工
(有)金子典生工房	金子美智夫	熊本市長嶺南 4-7-133	建築設計施工

5. くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」の概要

くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」（以下「小国杉の家」）は、先に SGEC 森林認証を取得した小国町森林組合が受託管理する森林等の SGEC 森林認証材の加工・流通を目的に結成された統合事業体である。すでに認定事業体登録をすませた小国町森林組合と、熊本県下の製材所 1 社、製品市場 1 社、材木店 6 社、工務店 6 社でグループを作り、木材生産から建築まで「小国杉」森林認証材を使った新たな木造住宅の市場を構築しようとしている。

【森林認証材の流れ】



※肥後木材（株）の製品倉庫が森林認証材のストックヤードとして機能する。

6. 分別・表示管理体制

くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」では、「規約」及び「SGEC 認定事業体総合管理マニュアル」を定めており、認証材の管理・保管・記録に関して、次のように定めている。

(1) <保管・管理>

各会員は、自社倉庫、もしくは指定のプレカットセンター、または指定の新築現場に直送された認証材を他の資材と混同しないよう厳密に区別、管理保管するものとする。

(2) <記録・管理>

各会員は、森林認証木材の取り扱いに関して、一冊の「SGEC 取り扱い台帳」を作成し、認証材の流通を記録するとともに、「見積書」「納品書」を厳密に保管管理するものとする。

(3) <報告>

各会員は、森林認証木材の取り扱い記録をごとに事務局に提出するものとする。

なお、ネットワーク全体の「くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」分別・表示管理体制」を定めて、グループ全体の「全体管理統括責任者」を置くとともに、会員事業体毎の分別管理責任者を選任し、個々の「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「SGEC 分別・表示管理体制図」を定めている。

II. 審査経過・確認資料一覧

1. くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」グループの審査経過

くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」グループの審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、原山洋志、小邦徹の4名が下記のとおり行った。

【審査申込】 平成18年2月19日／審査申込

【認定審査】 2月23日／書類確認及び現地確認

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会	児島 裕
	原山洋志
	小邦 徹

(場 所)

肥後木材株式会社
株式会社佐藤林業
小国ウッドィ協同組合
建築施行現場

(出席者)

肥後木材株式会社代表取締役社長	佐藤耕三
株式会社 佐藤林業代表取締役	佐藤利郎
小国ウッドィ協同組合専務理事	児玉三仁
株式会社ミズタホーム代表取締役	水田和弘
株式会社エル・ティ・ケイ代表取締役	水田和弘
株式会社興和産業代表取締役社長	那須信男
有限会社カマサキ建設代表取締役	釜崎 修
株式会社蘇陽木材代表取締役	本田隆治
有限会社村上寿建築代表取締役	村上壽英
長迫木材有限会社代表取締役	長迫ツヤ子
小川建築&設計事務所会長	小川敏光
(有)熊本富士建木材センター代表取締役	藤瀬英典
株式会社コスモホーム代表取締役	斎藤和之
有限会社金子典生工房代表取締役	金子美智夫
松下生活研究所 代表	松下 修
松下生活研究所 主任研究員	岸本 亨

(内 容)

1. 「認定審査」の一環としてネットワーク参加事業者のそれぞれの事業内容及び書類確認を行った。
2. 統合事業者における認証林産物の製材加工を担う小国ウッドィ共同組合製材工場及び(株)佐藤林業製材工場、ストックヤード及びプレカット加工を担う肥後木材(株)倉庫及びプレカット加工施設において事業の概要、現行の原木の購入、製材から建築事業における現行の木材の流れ・管理の仕組み等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. グループメンバーに事業者認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を行い参加意思を確認した。

【審査委員会】 3月19日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役	西村 勝美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会	児島 裕
同	野田 昭一
同	宇佐美均

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業者であるものと認められた。

確認資料一覧

- ・ くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」グループの概要
- ・ 会員名簿
- ・ 規約
- ・ SGEC 認定事業体総合管理マニュアル
- ・ くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」SGEC 分別・表示管理体制
- ・ 肥後木材(株) (認証林産物の分別・表示管理方針書、認証林産物の入出荷計画図)
- ・ (株)佐藤林業 (認証林産物の分別・表示管理方針書、小国認証材の生産出荷計画、
認証林産物の生産・出荷計画図)
- ・ (株)ミズタホーム (認証林産物の分別・表示管理方針書)
- ・ (株)興和産業 (認証林産物の分別・表示管理方針書)
- ・ 小国ウッディ協同組合 (認証林産物の分別・表示管理方針書、小国認証材の生産計画、
認証林産物の生産・出荷計画図)
- ・ (有)カマサキ建設 (認証林産物の分別・表示管理方針書)
- ・ (株)蘇陽木材 (認証林産物の分別・表示管理方針書)
- ・ (有)村上寿建築 (認証林産物の分別・表示管理方針書)
- ・ 長迫木材(有) (認証林産物の分別・表示管理方針書)
- ・ 小川建築&設計事務所 (認証林産物の分別・表示管理方針書)
- ・ (株)エル・ディ・ケイ (認証林産物の分別・表示管理方針書)
- ・ (有)熊本富士建木材センター (認証林産物の分別・表示管理方針書)
- ・ (株)コスモホーム (認証林産物の分別・表示管理方針書)
- ・ (有)金子典生工房 (認証林産物の分別・表示管理方針書)

Ⅲ. くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」の審査における

判定事由書

審査委員会により、SGECの定める「分別・表示システム運営規程・実施要領」の基準事項に基づき、別紙「くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」審査判定表」のとおり、10項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、別紙「くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」（分別・表示）」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」は、認定に値する事業体であるとして判定された。

基準1 経営の健全性

1-1/妥当である

持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

くまもと森林認証住宅ネットワーク「小国杉の家」（会長 佐藤耕三：肥後木材(株)代表取締役）は、「規約」を持って運営されるグループ（統合事業体）である（以下『小国杉の家』）。事務局は、「肥後木材(株)ネットワーク事業本部」に置かれ、構成員は、先に認定事業体を取得した小国町森林組合と熊本県下の製材所1社、製品市場1社、材木店6社、工務店6社である。

「規約」及び独自に定めた「SGEC 認定事業体総合管理マニュアル」、及び会員への聞き取りにより、『小国杉の家』は、持続的に事業活動を行いうる事業体であると判断した。

1-2/妥当である

経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

『小国杉の家』に借入金等はないことを確認した。また、運営経費は、規約により入会金と年会費、事業収入、寄付金その他が充てられ、互選による会計監査が置かれ、今後適切に運営されるものと判断できる。

基準2 認証林産物取扱の業態

2-1/妥当である

認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

『小国杉の家』は、先にSGEC森林認証を取得した小国町森林組合が受託管理する森林の認証材の流通を目的に、小国町森林組合と熊本県下の製材所1社、製品市場1社、材木店6社、工務店6社でグループを作り、木材生産から建築まで「小国杉」森林認証材を使った新たな木造住宅の市場

を構築しようと結成された統合事業体である。

まさに SGEC の目標である「人と森、山と町を結び、元気な循環型地域社会をつくる(SGEC パンプ)」のモデルケースとも言える統合事業体である。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

『小国杉の家』は、平成 18 年 7 月に SGEC 森林認証を取得した小国町森林組合受託管理森林等の森林認証材の加工・販売を目的として結成されたグループである。メンバーで加工部門を担当する「小国ウッディ協同組合」及び「(株)佐藤林業」は、小国町森林組合共販所とこれまでも反復継続した取引関係にあることを確認した。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

『小国杉の家』は、『顔の見える安心と信頼のオーガニック住宅の供給グループ』として「地産地消」をアピールしながら大手ハウスメーカー等に対抗していこうという戦略を立て、意欲的に活動を開始している。認定登録後に備えて、すでに小国材・森林認証の PR を開始しており、産地見学ツアーなどのイベント企画やホームページ開設、工務店営業用 DVD・リーフレット（制作中）などを計画中である。

現在、木材店 6 社、工務店 6 社の会員を、今後さらに募っていく方針である。

基準 3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

『小国杉の家』では、「SGEC 認定事業体総合官理マニュアル」を定め、ネットワーク全体の総合的な全体管理統括責任者を定めているとともに、会員事業体毎に、管理責任者を選任し、「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「SGEC 分別・表示管理体制」を定めていることを確認した。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

『小国杉の家』は、「SGEC 分別・表示管理体制」を定め、小国町森林組合が生産した森林認証材は、会員製材工場 2 社で製材され、会員製品市場にストックされ、会員材木店、会員工務店と流れるしくみとしている。

ストックヤードとなる製品市場一肥後木材株式会社には、すでに専用の認証材製品置き場となるスペースを確保しており、来年には、認証材製品専用の倉庫を設ける予定である。

ストックされた認証材は、注文に応じて一棟ずつプレカットされ、建築現場等に直送される。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

『小国杉の家』では、ネットワーク全体の総括的な分別・表示管理を統括する全体管理統括責任者を定めるとともに、会員事業体ごとに管理責任者を配置している。

また、『小国杉の家』で定めた「SGEC 認定事業体総合管理マニュアル」を各会員に徹底するとともに、新規会員には、「新規メンバー登録マニュアル」による資格審査を行い、SGEC 森林認証の趣旨と上記総合管理マニュアルの周知徹底を図ることとしている。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

「SGEC 認定事業体総合管理マニュアル」により、各会員事業体は、森林認証木材の取り扱いに関して、一冊の「SGEC 取り扱い台帳」を作成し、認証材の流通を記録するとともに、「見積書」「納品書」を厳密に保管管理するものとしている。

また、認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

「SGEC 認定事業体総合管理マニュアル」により、各会員事業体は、認証材の取り扱い記録を6ヶ月ごとに事務局に提出するとともに、『小国杉の家』の認証執行委員会による資格監査を最低年1回受けることとしている。